定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

〔目次〕

- 1. 経営法人
- 2. 事業所の概要
- 3. 職員体制
- 4. サービス内容
- 5. 利用料金
- 6. 料金の支払
- 7. サービス利用の中止
- 8. 契約の終了について
- 9. 苦情の受付
- 10. 苦情の解決方法
- 11. 緊急時等における対応方法
- 12. 非常災害時の対応
- 13. 感染症対策
- 14. 業務継続計画の策定等
- 15. 身体拘束、その他行動制限の禁止
- 16. 虐待防止に関する事項

社会福祉法人いきいき福祉会

(2024年8月1日)

1. 経営法人

1) 法人名 社会福祉法人いきいき福祉会

2) 法人所在地 神奈川県藤沢市稲荷345

3) 電話番号 0466-83-4165

4) 代表者職氏名 理事長 小川 泰子

5) 設立年月 1993年(平成5年)3月

6) 事業の概要

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工 夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会にお いて営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行います。

7) 事業所数

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)2ヶ所(藤沢市、横浜市保土ヶ谷区)

居宅介護支援(ケアマネジャー) 2ヶ所(藤沢市、横浜市神奈川区)

通所介護 (デイサービス) 3ヶ所 (藤沢市、横浜市神奈川区)

短期入所生活介護 (ショートステイ) 2ヶ所 (藤沢市、横浜市保土ヶ谷区)

訪問介護(ホームヘルパー)を間対応型訪問介護1ヶ所(藤沢市)1ヶ所(藤沢市)

定期巡回随時対応型訪問介護看護 2ヶ所(藤沢市、横浜市保土ヶ谷区)

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1ヶ所 (横浜市神奈川区) 他

2. 事業所の概要

1) 名称 定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南

2) 種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (指定事業所番号:1492200546)

3) 所在地 神奈川県藤沢市城南4-9-8

4) 電話番号 0466-31-0755

5) 営業日·時間

営業日 365日(月曜日から日曜日、祝日・祭日も通常営業)

営業時間 24時間

6)管理者 根本 律子

7) 開設年月 2014年10月

8) サービス提供地域・時間

サービス提供地域 藤沢市

サービス提供時間 24時間

9) 事業の目的

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者 (利用者)がその有する能力に応じ、居宅(自宅)において可能な限り自立した日常 生活を営むことができるよう定期的な巡回又は通報により居宅を訪問し、入浴、食事、 排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の生活全般の支援を行うことで、生 活機能の維持または向上を目的にサービスを提供します。

10) 運営方針

「高齢になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けたい」という思いは、多くの方と共感できると思います。「ラポール城南」は、そんな方々の思いを支援し、「地域福祉の拠点」となり、福祉コミュニティ形成(まちづくり)の視点で「参加型福祉」社会の実現を目指します。

- ①利用される方の人間としての尊厳、自己決定、主体性を尊重します。
- ②生活全体を捉えた総合的な介護支援を行います。
- ③誰もが安心して暮らす事が出来るまちづくりの視点をもって介護支援を行います。

3. 職員体制

事業所の主な職員体制は以下のとおりです。

- 1) 主な職員の配置状況・職務内容
 - ①管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

②計画作成責任者 1名 以上

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助及びサービスの調整を行います。

- ③定期巡回を行う訪問介護員 3名以上 居宅サービス計画に沿って定期的な巡回訪問を行い、利用者の自立の支援および、 日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、日常生活上の支援と ケアを行います。
- ④随時訪問を行う訪問介護員 3名以上 オペレーターからの要請を受けて訪問し、利用者の自立の支援および、日常生活の 充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、日常生活上の支援とケアを行い ます。
- ⑤オペレーター 3名以上

あらかじめご利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、ご利用者からの通報を受けて通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否を調整し、必要に応じてご家族や関係機関へ連絡を行います。

4. サービス内容

- 1) 定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話を行います。
- 2) 随時対応サービス オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行います。
- 3) 随時訪問サービス オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して 日常生活上の世話を行います。

4) 訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話又は診療の補助を行います。また、療養上の世話又は診療の補助の必要でない方であっても、概ね月1回、アセスメントのため看護職員が訪問します。

5) 訪問介護サービス(委託連携型)

【連携訪問看護事業所】

医療機関の名称	医療法人 社団若林会 わかば訪問看護ステーション
所在地	〒251-0056 藤沢市羽鳥1-3-43

医療機関の名称	公益社団法人 神奈川県看護協会 かがやき訪問看護ステーション
所在地	〒251-0861 藤沢市藤沢1027 てはーとビル3F

医療機関の名称	医療法人社団 健育会
	湘南慶育訪問看護ステーション
所在地	〒251-0862
	藤沢市稲荷1-9-40

医療機関の名称	株式会社ジャテックスネット イーケアーズ訪問看護リハビリステーション藤沢 辻堂
所在地	〒251-0047 藤沢市辻堂 2 - 1 3 - 3 1

医療機関の名称	株式会社ゆとり
	ゆとり訪問看護ステーション
所在地	〒251-0004
	藤沢市藤が岡1-6-10

医療機関の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
	聖隷訪問看護ステーション藤沢
所在地	〒251-0861
	藤沢市大庭5526-2

医療機関の名称	株式会社 ツクイ
	ツクイ藤沢訪問看護ステーション
所在地	〒251-0021
	藤沢市鵠沼神明1丁目5-16
医療機能のなか	株式会社 楓の風
医療機関の名称	在宅療養支援ステーション楓の風・湘南藤沢
所在地	〒251−0053
///11.4E	藤沢市本町4丁目3-9
医療機関の名称	医療法人 篠原湘南クリニック
	ひろき訪問看護ステーション
所在地	〒251-0035
	藤沢市片瀬海岸 3-4-22
医療機関の名称	ゆいまーる訪問看護ステーション
所在地	〒251-0056
	藤沢市羽鳥 1-6-18
医療機関の名称	ココライフ訪問看護ステーション
所在地	〒251−0056
	藤沢市南藤沢7-6-202
医療機関の名称	すばる訪問看護リハビリステーション
所在地	〒252−0815
	藤沢市石川 2-15-1
医療機関の名称	訪問看護クロスハート藤沢本町
所在地	〒251−0051
	藤沢市白幡 1-12-26
医療機関の名称	在宅看護センターLana ケア湘南
所在地	〒252−0804
	藤沢市湘南台 5-8-9 ジュネスⅡ 103
医療機関の名称	ぐるんとび一訪問看護ステーション
所在地	〒251−0861
İ	

藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612

医療機関の名称	タツミ訪問看護ステーション湘南台
所在地	〒252-0813
	藤沢市亀井野 243-6 菊池ビル 2F

医療機関の名称	在宅看護センターLife&com
所在地	〒251-0021
	藤沢市鵠沼神明 5-5-20 椚 08

医療機関の名称	ナースケア湘南訪問看護ステーション
所在地	〒251-0025
	藤沢市鵠沼橘 1-2-4 502

医療機関の名称	ハートケア湘南訪問看護リハビリステーション
所在地	〒252-0806
	藤沢市土棚 786

【委託型訪問介護事業所】

定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの一部を他の指定訪問介護事業所に 委託し、従事者が提供する場合があります。

訪問介護事業所の名称	訪問介護
	いろはけあ
所在地	₹251-0032
	藤沢市片瀬 2-1-11-2F

訪問介護事業所の名称	イザカマクラ藤沢大庭ケアステーション	
武力地	〒251-0861	
所在地	藤沢市大庭 5559-2	

訪問介護事業所の名称	訪問介護ステーション未来	
⊒C / c \ \ \ \ \	〒252-0802	
所在地	藤沢市高倉 2237-16	

訪問介護事業所の名称	尽力車 えん
所在地	〒251-0875
別红地	藤沢市本藤沢 3-11-8

訪問介護事業所の名称	グレイスケア湘南		
所在地	〒251-0024		
	藤沢市鵠沼橘 1-5-1 サニー21 ビル 3F		

訪問介護事業所の名称	ヘルパーステーション つぢはあと
55-大-44	〒251-0056
所在地	藤沢市羽鳥 3-8-24

【ご注意】

次のようなサービスは、介護保険法上のサービスとして提供することはできません ので、ご了承願います。

- ①ご契約者(ご本人)の援助に該当しないもの 家族等のための洗濯、調理、買い物、布団干し。主としてご契約者が使用する居室 以外の清掃。来客の対応等。
- ②日常生活の援助に該当しないもの 庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、 窓のガラス拭き、室内外家屋の修理、自家用車の洗車、正月料理等の特別な調理等。

5. 利用料金

下記の費用一覧に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額1割・2割または3割、区分支給限度基準額を超える料金は全額自己負担となります)をお支払いください。下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と、ご利用された介護保険以外のサービス料金の合計金額をお支払いください。

介護保険制度の改正等の理由により給付額に変更があった場合は、変更された金額となります。

1)介護保険で規定している定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

①介護のみ利用された場合

(1月あたりの単位数)

要介護1	5, 446単位
要介護 2	9,720単位
要介護3	16,140単位
要介護4	20,417単位
要介護 5	24,692単位

②看護も合わせて利用された場合(上記①の利用料とは別途負担となります)

(1月あたりの単位数)

要介護1~4	2, 961単位	
要介護 5	3, 761単位	
※看護に係る費用は、訪問看護事業所より請求があります。		

③月途中から利用を開始した場合又は月途中で利用を終了した場合 月途中から利用を開始した場合又は月途中で利用を終了した場合は、当該月のみ 介護度別の所定単位が日割となり、利用日数に下記の日割り分を乗じた単位数と

なります。

(1日あたりの単位数)

要介護 1	179単位
要介護 2	3 2 0 単位
要介護3	5 3 1 単位
要介護4	6 7 2 単位
要介護 5	8 1 2 単位

2) 介護保険で規定している加算

①介護職員等処遇改善加算 (I)

1か月の合計単位数に245/1000を乗じます。

②初期加算 30 単位/日

利用を開始した日から起算して30日以内の期間加算します。30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再開した場合も同様に30日以内の期間加算します。

③サービス提供強化加算 (I)

750単位/月

- ④総合マネジメント体制強化加算 (I)
 - 1,200単位/月
- ⑤地域加算

1ヶ月の合計単位数に藤沢市の地域加算である10.84を乗じます。

⑥生活機能向上連携加算

リハビリ専門職・医師等と連携し計画作成を行い実施した場合

生活機能向上連携加算 I 100 単位/月

生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

3) 介護保険で規定している減算

	要介護 1	-62単位
①通所介護・通所リハビリテーションまた	要介護 2	- 1 1 1 単位
は認知症対応型通所介護を利用した場合	要介護 3	- 184単位
(1日当たり)	要介護 4	- 2 3 3 単位
	要介護 5	- 281単位

- ②短期入所生活介護等を利用している間は利用料金を日割りで減算になります。
- ③事業所と同一の建物に居住する方は減算となります。(-600単位)

4) その他の費用

サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合には、全額自己負担となります。

6. 料金の支払

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月27日の引き落とし日まで に予めお知らせ頂いた口座にご用意ください。

利用料の支払いについては、ご指定の銀行口座より一括して自動引き落としとさせて 頂きます。(KCS代金回収システム)

※看護に係る費用は、訪問看護事業所から別途請求となります。

月1回の看護アセスメントに係る利用者負担はございません。

7. サービス利用の中止

1) サービス利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。 連絡先(電話): 0466-31-0755

8. 契約の終了について

ご契約者は、以下の事由に基づく契約の終了がない限り、契約書の定めるところに従い 事業者が提供するサービスを利用できます。

- 1) ご契約者が死亡された場合
- 2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立(非該当)、事業対象者又は要支援と認定された場合
- 3)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を 閉鎖した場合
- 4) 事業所の滅失や重大な毀損によりご契約者にサービス提供が不可能になった場合
- 5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6) ご契約者から契約終了の申し出があった場合(中途解約・契約解除) 契約の有効期間であっても、ご契約者から事業所の契約解除を申し出ることができます。
 - ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ②ご契約者が入院された場合
 - ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める訪問介護サービスを実施しない場合
 - ④事業者もしくはサービス従事者が契約書に定められた守秘義務に違反した場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 7) 事業者からの申し出により契約を終了していただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約を終了していただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意に これを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を 生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告日より60 日経っても支払いがない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. 苦情の受付

1) 事業所における苦情の受付

苦情受付担当者 管理者

苦情解決責任者 専務理事

受付時間 毎週月曜日-日曜日 9:00~18:00

2) 行政機関その他苦情受付機関

藤沢市役所	所在地	神奈川県藤沢市朝日町1-1
福祉部 介護保険課	電話番号	0466-50-3527 (直通)
	FAX	$0\ 4\ 6\ 6-5\ 0-8\ 4\ 4\ 3$
	受付時間	月曜日-金曜日 8:30~17:00
神奈川県国民保険団体連合会	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町27-1
介護保険課 介護苦情相談係	電話番号	$0\ 4\ 5-3\ 2\ 9-3\ 4\ 4\ 7$
		0 5 7 0 - 0 2 2 1 1 0
	受付時間	月曜日-金曜日 8:30~17:15

10. 苦情の解決方法

1)受付方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

2) 苦情受付の報告先

苦情受付担当者が受け付けた苦情内容を苦情解決責任者に報告します。

3) 苦情解決に向けた話し合い

苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

11. 緊急時等における対応方法

- 1)サービス提供時間内に容態の急変や事故によるケガなど、何らかの問題が発生した場合、速やかに管理者、計画作成責任者へ報告するとともに、家族、ケアマネジャーなどに連絡、報告を行い、対応を相談させていただきます。必要時は主治医への連絡、相談や救急対応の調整を行います。ただし、救急車への同乗は原則致しませんので予めご承知おきください。
- 2) 必要時は「ケース検討会議」を開催し、起こった事の確認と原因や今後の対応について協議します。
- 3) 行政機関への報告 重大な事故が発生した場合は各行政機関に速やかに報告し、助言、指導を受け再発防 止に努めます。

12. 非常災害時の対応

- 1) 天候不順(大雪・台風など) や地震・火災など非常災害、又はその危険がある場合は、サービスの提供時間の変更、または中止とさせていただく場合があります。
- 2) ご利用中の天候不順、地震・火災など非常災害発生時は災害防止に努め、ご契約者 の生命・安全面を最優先に対応いたします。

13. 感染症対策

事業所において感染症及び食中毒が蔓延しないように、事業所における感染症及び食中毒の予防と蔓延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策の研修を定期的に行います。

14. 事業継続計画の策定等

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の営業再開を図るた めの計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必 要な措置を講じます。
- 2) 事業者は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修 及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 身体拘束、その他行動制限の禁止

生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

1) 生命を保護するため緊急やむを得ない場合とは、以下の3つの用件をすべて満たす

こととします。

①切迫性 : ご契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる 可能性が著しく高いこと

② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

16. 虐待防止に関する事項

- 1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために従業者に対し研修の実施、対策を検討する委員会を設置等必要な措置を講じます。
 - ・虐待の防止のための指針(マニュアル)を整備し定期的に見直す
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修、対策検討委員会を定期的に実施する
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く
- 2) 事業者は、サービス提供中に従業員または擁護者等による虐待を受けたと思われる 利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする

【説明確認欄】

年 月 日

本重要事項説明書に基づいて、重要事項、サービス内容を説明いたしました。

社会福祉法人いきいき福祉会 定期巡回随時対応型訪問介護看護ラポール城南

管理者 氏名 根本 律子 印

説明者 氏名 印

重要事項、サービス内容について説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

契約者 氏名 印

※自署の場合、押印不要

代理人 氏名 印